

令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年3月17日 午後1時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年3月17日 午後3時41分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	1 1	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	1 2	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	1 3	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出	←体調不良のため途中退席		
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	1 0	有 働 徳 仁	出			
	1 2	西 藤 典 子		1 3	篠 原 哲 哉	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
一般質問 質問者 及び時間	議席番号	氏 名	経過時間			質問時間
	4	宇 田 川 亮	午後 1 時 0 1 分 ～ 午後 1 時 4 2 分			21/30分
	2	田 中 二 三 輝	午後 1 時 4 3 分 ～ 午後 2 時 3 1 分			29/30分
	休 憩			13分		
	1 2	西 藤 典 子	午後 2 時 4 6 分 ～ 午後 3 時 1 4 分			20/30分
	8	石 井 大 輔	午後 3 時 1 5 分 ～ 午後 3 時 4 0 分			11/30分
※一般質問 は答弁時間 を除き30分 以内						/30分
						/30分
議事日程		別 紙 の と お り				
付議事件		別 紙 の と お り				
会議経過		別 紙 の と お り				

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月17日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和7年第2回定例会

質問順	議員番号 質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
1	4番 宇田川 亮	1. 補聴器助成制度について (1) 補聴器は、「聞こえのバリアフリー化」への必需品となっており、介護や認知症予防にもつながっている。町でも助成制度を創設するべきでは。 2. 小学校統合に伴う諸課題について (1) 廃校になる小学校地域の組織（PTA・育成部会等）もなくなるが、地域の安全・防犯、環境や地域コミュニティについてどう考えているのか。 3. 町の情報発信と町民への周知について (1) 4月からごみ収集の曜日等が変わるが、町民生活に関わる重要な施策の周知は。 4. 部活動について (1) 部活動を推進するために、生徒数に5,000円を乗じた額を中学校に支援していたが、現在は。 (2) 外部指導員確保に対する補助は。 (3) 今後、地域スポーツクラブで活動する生徒も増えてくると思うが、支援は。	町長 町長・教育長 町長 町長・教育長
2	2番 田中二三輝	1. 社会福祉の現状と充実について (1) 社会福祉に関する町長の考えは。 (2) 高齢化が進む中で、鞍手町に居住する方たちに社会福祉の充実には欠かせないものと考えてるが、関係機関との良好な関係と協力のもと社会福祉の拡充に向けた考えは。 (3) 社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会（社協）に対し町は補助金を交付しているが、社協に対する町の権限は。	町長
3	12番 西藤典子	1. こども誰でも通園制度について (1) 実施主体（事業者）の条件及び町の役割は。 (2) 考えられる問題点は。 (3) 町で取り組まれている「乳児又は幼児への遊び場」の提供例は。 2. 会計年度任用職員の病休の有給化について (1) 実施の時期や内容は。	町長 町長
4	8番 石井大輔	1. 学校給食について (1) 鞍手町小・中学校PTA連絡協議会からの要望に対し、町長のお考えは。 2. 企業誘致について (1) どのように企業誘致に取り組んでいるのか。	町長 町長

令和7年3月17日 3月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜
—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。日程に入る前に、傍聴人に申し上げます。傍聴席において許可なく写真撮影、録音等はできないようになっていきますのでご了承願います。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第

1 一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たっては、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては的確なる答弁をお願いします。最初に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

一般質問 ① 宇田川亮議員

質問者：宇田川亮議員

答弁者：町長、

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 4番。通告に従いまして、4点について質問させていただきますが、新庁舎が建って初めての一般質問となります。それで張り切って4つ出してきたわけですが、すいません先日より体調崩しまして、議長の言われたとおり簡潔に質問したいと思いますので、答弁のほうもよろしくお願いします。ではまず1点目、補聴器の助成制度についてお伺いをいたします。加齢性難聴は、加齢に伴い音を感じる部位に障害が起こり、聴力の経過によって発生する障害で、40歳代から始まり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友達とのコミュニケーションがうまくいかなくなると共に、孤立しうつ状態や認知症の発症リスクを大きくするとも言われております。こうした難聴の改善には補聴器が生活の質を維持し社会交流を図りながら、住みなれた地域で自分らしく暮らす、聞こえのバリアフリー化の必需品となっております。しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり保険適用がないため、全額個人負担となっております。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大き過ぎるため、経済的負担を軽減することが求められています。そのため、全国的に補聴器購入に対する助成を行う自治体が増えてきており、福岡県内でも幾つかの自治体でこの助成制度を創設しております。また、厚労省によりますと、介護保険者努力支援交付金の目的の中に、令和7年度から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指標が入りました。要介護の改善や、高齢者の社会参加などの目的で、難聴高齢者の早期対応や普及啓発など推進的に取り組んでいる自治体に対し、この交付金を充てるというものです。介護予防につなげるためにも、補聴器助成制度を早急に創設するべきだと考えますが町長の答弁を求めます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えいたします。高齢者は聴覚機能が低下し、人や社会とコミュニケーションがうまくとれず、心身にストレスを抱えたり、生活機能が衰えたりすることがあると聞いております。この状態を予防するためには、本人や家族など周囲の方が聴覚機能の低下にできるだけ早く気づいていただき、早い段階で医療機関への受診相談につなげていくことが予防の第一歩だと考えております。また、医師の診断により補聴器が必要な方には、費用負担の面で有利ではありますので、身体障害者手帳を取得していただき、障害者総合支援法の補装具の支給制度に基づいて、費用の助成を行っているところです。今後も引き続き、補聴器相談も行っていますので、相談の中で、まずは障害者手帳を取得していただき、補装具の支給制度を活用していただくようお願いいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 町長言われます障害者にのみ、この補聴器の助成制度を行うという今現在行っているんだということですが、先ほども申し上げましたように、もう40歳代からこの難聴の傾向というのが広まっており、75歳以上では約半数がこの難聴に苦しんでいるということも言われております。昨年の4月時点、5月時点だったかな。では福岡県内でもね、8つの自治体で、デシベルによって、この補聴器の助成制度を行っているところがあると聞いておりますが、障

害者手帳を取得するに当たり、それだけの難関というか障壁があるわけですね。じゃなくてね、やっぱり今から介護予防につなげていく、難聴になるということは、聞こえが悪いということは認知症のリスクにも、もう高くなっていくというような状況ですから、障害者手帳が云々ではなくてね。しかも、保険者努力支援交付金も充てられるということですので、そういった意味でね、補聴器の助成制度をね、新たに創設していただきたい。もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 加齢による難聴の方に対して、補聴器の購入費用を助成している市町村があるということでしたが、そのことについては承知をしております。本町においても、今後、財源を含め調査研究をしていきたいと思えます。ただ今、宇田川議員のほうから、令和7年度より介護保険事業の中で、交付金があるというお話がありましたので、これにつきましては、広域連合のほうに確認をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） この保険者努力支援金っていうのはもう前々からあるわけで、ただ調査の認知症予防の調査の項目の中でね、この難聴のところが増えていると、令和7年度より増えるということだけの話なんで、これまでもこの交付金を活用するということができるわけで、すぐにも取り組めることと思えます。厚労省の聞き取りの中で、補聴器購入時だけでなく、定期的な調整費用、それから補聴器による社会参加率の調査費用にも使えるのかという問いに対しても、老健局の担当者は補聴器だけでなく、自治体によって重要な部分に交付金を活用してほしい。これ介護予防につながることでありますから、ぜひとも活用していただきたいということですので、よくよく広域連合とも、これは運用主体のところには交付金がおきてきませんので、よくよく広域連合ともぜひ話し合っていていただいて、この助成制度の創設につなげていきたいと。もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 高齢者の方につきましては、やはりいつまでも元気で長生きをしていきたいということもあります。当然ながら介護予防の中で、先ほど宇田川議員からの質問もありましたように、これが介護予防につながっていくのだということでもありますので、今後は先ほども言いましたように、公益連合との確認をして、早急に取り組んでいきたいということも考えた上で内部で協議をし、進めていこうと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 是非よろしくお願いします。

では次に進みます。小学校統合に伴う諸課題についてです。先日、提案の中に、委員会、新たに統合する学校の準備委員会をつくるという提案ありましたけれども、ただそれは、新しい小学校をつくるためだけであって、残された廃校になる6校、南小などで5校にはなりますけれども、その地域はどうなるのかということについてはですね、全然話し合いをするというようなところが見えてきません。なのでそこでお尋ねしますけれども、廃校になる小学校地域の組織はPTAであり、育

成部会もあるわけで、それぞれの小学校が保護者だけでなく、地域も一体となって子どもを育てていくという中で、これまでやってきました。そこで、それがなくなるということは、これまで行ってきた地域の安全個々、ここは危険がありますよとそれぞれのPTAと地域でずっと調査をして毎年、要望を出してきたと思いますけれども、地域の安全や防犯、それから環境問題、地域のコミュニティについてもこれからどうなんだろうかと。これについてはね1番重要な部分だと思います。統合するにあたって、その辺どういうふうに考えてあるのか教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 当該統合小学校のPTAなどの組織につきましては、先ほど議員が言われたように、この定例会で鞍手町立小学校統合準備委員会を附属機関として設置する議案を出されており、議決後に委員会の中で協議をしていただくように考えております。もちろん6つの小学校、PTA組織ありますので、その組織をどうしていくかということも含めて考えていきますし、また、学校のほうでは学校のほうで専門部をつくっておりまして、PTA、今後どうしていくかというのを、専門部で検討していくということで6年度にロードマップをつくって、7年度から計画的に考えていくようにしております。また、地域の安全、防犯などに協力を頂いております校区育成部につきましては、鞍手町青少年育成町民会議の中の組織となりますので、統合後の活動について、青少年育成町民会議の中で協議をしていただくように考えております。以上です。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地域コミュニティにつきましては、先ほど教育長が答弁をされましたように、それぞれの会議体の中で協議されて方向性が決まっていくものと思われます。小学校が統合された後の住民の皆さんによる自治会活動は継続されますが、自治会の加入率が低下し続けている今、コミュニティ活動のよりどころでもある小学校が統合することにより、影響があるのではないかと私自身も考えております。このため、施政方針でも述べさせていただきましたが、新たなコミュニティである地域運営組織の形成についても調査研究をしつつ、住民アンケートにより、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、少しでも地域コミュニティの維持ができるよう検討していきたいと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 特に、やっぱり育成部会については、それぞれの地域の自治会の区長だったり、こども会の担当者だったり、いうのがもうそれぞれがみんな集まってくるわけです。で、そこそこによりますけれども、その会長はPTAの会長が務めるとか、ああいう当て職といいますか、そういうこともあると思います。でこどもたちとの保護者とも一体となってるんな安全防犯等にも取り組んできたわけで、上の町民会議だけで、話し合っただけでそれが解決するのかと。だからそれはなかなか難しいんじゃないかと思います。その辺についてね、もうちょっと掘り下げてね、こういう方針を持ってやっていきますとか、ああいうことをねやっぱり出していかないと、上の会議だけでそれが解決するのかと。いうのは甚だ疑問に思います。それから地域コミュニティについても、やっぱり小学校がよりどころで、こどもたちのために環境をよくしようと。近

くのここの草が伸びているから、草を刈ってあげましょうとか、小学校内部もPTA地域の方が、小学校の中身を運動場だとかいう草刈りとか、いろいろやってきました。運動会があったり、いろんなことがあっても、餅つきがあっても地域の方が出てきてね、そこでコミュニティを図ってきたということもあります。それがね、1つの廃校になってしまえば、それが全く失われていくわけで、町民アンケートなり、地域の運営組織を云々と言いますけれども、なかなか難しいところじゃないだろうか、そこを、こういうビジョンでやっていきますということをね、やっぱ是非、町長、教育長のほうからね発信していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 6つの小学校が1校になるということで、先ほどから議員が言われております地域コミュニティについて、十分配慮していきながら、また新たな学校のPTA組織も6小学校から1人ずつは代表が出て、できる範囲で、今後、見守っていくというふうなところを計画していきながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 各小学校区には、自治会のほか先ほども出ています校区育成豚部会やPTAなど地域に根差した既存の組織が地域のために活動されております。自治会長は再編するわけではなく、自治会も含めた、先ほど宇田川議員からありましたようにそういった育成部会の方たち、PTAの方たちが、今、この小学校区に住んでいる方たちと共に、今後この地域をどうやって、自分たちの住んでいる地域をどうやって、よりいい地域にしていこうか。それを話し合いながら、そこで、自分たちの住んでいる地域をよりよいものにしていくものが、地域運営組織っていう形になります。これについては、当然ながら町も関わりながら、実際は地域に住んでいる方たちが主体となって進めていくわけですが、その組織ができるまでは、当然ながら町としても関わりながら、その地域が一体となって、その地域がより活力のある地域になるように進めていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） なかなか具体的にどうするというのは見えてこない。よりよいものにするだとかいうことでしかなかったと思いますけども、やっぱり、小学校がなくなるということは本当にそのこどもたちを、そこでこどもに会える地域の方がね、保護者じゃなくても、地域のこどもたちに会えるという場所でもあったわけですよね。そういった中で、この子どもたちをね、元気に健やかに育てていこうということでみんなが協力してやってきたわけで、それがなくなるといのがね、やっぱり1番すごく難題だと思うんですよね。そこはねやっぱり町長、教育長ともね、具体的に進めていただきたい。こういうものでしていきますからというふうなね、ちょっとそういったビジョンをぜひ示していただきたい。今後のそういった内容や活動に注視していきたいと思えます。よろしくお願いします。

では、次に行きます。町の情報発信と町民への周知について。4月からゴミの収集日の曜日等が変わります。今日LINEで、4月からごみの収集日及び変わりますというのが来ましたけれど

も、それだけじゃないんですよ。町民生活だけじゃなくて、今、県知事選挙もあっていますよね。選挙公報も、これは自治会に入っている人しか配られていません。その辺もちょっと確認していただきたいと思いますが、これを、1番町民生活それから町の政治等に関わる問題について、肝要な部分については、この情報発信をどうしていくのか。ここはぜひ考えていただきたいと思いますが、重要な施策の終始についてどういうふうに今後やっていくのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えします。町民生活に関わる重要な施策の周知ということですが、先ほどもありましたように、ゴミの変更については、何度もLINE、そしてまた文書、広報誌で周知を図っております。そのほかのものにつきましても、住民の皆さん向けの情報を行政情報としては、広報紙を初めホームページやLINEテレビのデータ放送を活用したdボタン、広報誌により周知をしております。また日常生活に関わる重要な施策や制度変更など、特に影響が大きいものと考えられるものについては、時間に余裕を持って今回のように予告をしつつ、複数回の情報発信をするなど、より確実に伝達できるよう工夫をしております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 重要な施策。これまでと一緒なんですよ。結局自治課の加入率も、今もう半分を切ってしまって、加入してないところはSNSを活用しているところはいいと思います。それからテレビのdボタンを使えるところもいいと思います。しかしながら、広報は公共施設だとかコンビニだとか、そういうとこで取ってくださいよと。でも家から出られない方もおられるわけで、そこはね、やっぱり町民生活変わると重要な影響をもたらすような内容についてはね。やっぱり全戸配布でしょうと思いますよ。一時期町長も、全戸配布もちょっと考えているというようなお話もあったと思いますけれども、全部が全部やれっていう話じゃないですけど、やっぱりそういった重要な施策については、全ての町民にまずは配るということを基本にしていきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど宇田川議員からも言われましたように、広報紙については、公共施設、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーなど、人の往来が多い施設に配架をしております。当然ながら、区に入っている人には区から配布をしているところです。情報伝達するツールを主体として、情報発信するのがより多くの方にて的確に情報発信ができるのかっていうことになろうかというふうに思います。今、宇田川議員が言われましたように、外に出られない方に対してじゃコンビニに行ってください。郵便局に行ってください。というのはなかなか難しいということもあります。ホームページを見てくださいてということも、パソコンのない家庭ではなかなか難しい。あとLINEを見てくださいてと言っても、パソコンであったり、スマートフォンであったりということがお持ちでなければ難しいということになります。もう1つ先ほども言いましたように、テレビを使ってdボタンで情報発信するっていうことは、これはテレビはほぼどの家庭にもあるのではないかというふうに思っています。今のところこのdボタンの活用が、まだ活用の仕方

が十分でないというふうに考えてもおりますし、このdボタンの活用の仕方をきちんとまだ周知もしていないのではないかなというふうにも思っています。いろいろなツールを使う中で、情報発信をしていくということと同時に、やはりこのdボタンを、もう少し多くの方たちに周知をし、そしてまた活用していくということが要するに早い伝達の方法ってということにも通ずるつながるのかなと。緊急性のあるような、特に災害時にしてもそうです。このdボタンを、やはり使うことってということが重要な施策についても、私はツールとしては重要なかなというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) dボタンでどれだけのことが周知されてある、どれだけの方が抽出されてあるのか、それも分からない状況で、ほとんど見てないと思いますよ。たまたま字ボタン間違えて落ちてしまったとか、いうことはあるかもしれませんが、興味のある方しか見ない。やっぱり、ポストに投函されてあったら、それは1回見ますよ。自分に関係のないところだったら捨てますし、関係ある部分はしっかりと鞍手町民ですから知る権利があるわけですよという意味ではね、やっぱり何らかの方法で全戸配布などは重要な施策については、そういったものを全戸配布はやるべきだと思います。やり方もね、自治会に入っていない方は全部郵送するとか、そういうことじゃなくてもね、やっぱり自治会も、もと入ってあった方もおられるわけで、そういった自治会も活用してね、この分については、区域内の方に配ってください。その分、補助金を幾らかプラスしてとかいうことも考えられるわけじゃないですか。そういったものも区長会なりにも提案していただいね。やっぱり鞍手町内で住むんだったら、そういった町の重要な情報についてはね、こちらから届けると。受けに回らなくて、見てくださいじゃなくて、届けます。この姿勢でやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いました、dボタンについては、先ほど言いましたように、周知の仕方が足らずに、まだ活用されてない方も多いというふうに思います。したがってdボタンも、先ほども言いましたように災害時などには特に有効なものでもありますので、これは十分に周知をし、この活用についても、活用もしていこうというふうに考えております。また全戸配布につきましても、今までもコロナのときだとかということで全戸配布をした経験もあります。宇田川議員が言われますように、これも排除するっていうつもりはありませんので、今後、重要な施策については、やり方はどういうやり方は今後検討していきますが、これについても重要なツールの1つだというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 選挙公報についてもね、どういうふうになっているかということも含めて、調査して考えていただきたいと思います。

次に行きます。中学校の部活動についてなんですけども、これまで部活動を推進するために、生徒数に5,000円を乗じて中学校に支援していると、中学校の裁量でこのお金を使ってくださいというようなことがあったと思います。今現在どうなっていますか、教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 部活動助成金につきましては、現在も行っております。令和6年度の実績といたしまして、人数で256名、金額で128万円を助成しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 今後、生徒数も減っていくことが見込まれる中で、この助成金についても減っていくのではないかというふうに思います。ただ、いろんな大会に出たりすれば、それだけやっぱりある程度一定のお金がかかったりすると思いますので、その点については今どのような状況なのか教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 中学校の部活動の遠征費等につきましては、公式戦につきましては、学芸体育費等を使いながらレギュラー一分は出しております。また、県大会以上の大会におきましては、教育委員会の予算を使って人数分だけ援助しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 今教員の働き方改革ということで、外部指導員を入れているような状況もあると思いますが、外部指導員が今どういう状況にあるのか、現況と、それと指導員への補助等について、具体的に教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 令和6年度におきましては、1時間1,600円で、1人当たり年間105時間を上限として指導に対する報酬と家から学校までの燃料費を支払いしております。2月までの実績といたしまして、1人当たりの指導時間は違っておりますが、合計で13人、187万3,600円の報酬。燃料費といたしまして9万1,980円を外部指導者の方にお支払いしております。現状といたしましては、105時間を超える指導に対する報酬につきましては、ボランティアで行っていただいております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 公式戦とか、いろんな地域で行われるカップ戦とか、いろんな部分があると思いますが、中体連に関してはね、いろいろ補助があると思いますが、それ以外のところはなかなか難しいと思います。105時間を超えないようにということ。1部活に対してですか、それとも1人に対してですか。同じ部活で2人以上の指導員を置くことができるのかどうか。部活によってやっぱり必要なところもあると思いますので、その点についてはどうなのでしょう。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ただいま申し上げました105時間というのは、1人当たりになります。また、現在も2人、3人で1の部活等を見ている部活動もございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 105時間の上限がどこから来ているのかというのはよく分かりませ

んけれども、で105時間超えてボランティアの部分がどのくらいあるのかというのね、分かれば教えていただきたいし、今後ぜひ調査しながらね、いやこれだけじゃやっぱり足りませんよということもね、ぜひ示していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 今、105時間という上限は学校におきましては大体年間35週と、土曜か日曜日のどちらか一方で部活動をするというふうなことが一応決まっておりますので、それで35の3時間というふうなことで、105時間という数字が出ております。また実績につきましては部活動によって時数が違いますが、野球部におきましては814時間が最高で814時間がございます。最低のほうは、44時間というところもございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 土日で部活によっては、相当な時間が1日にね3時間で済むところが本当にあるのかなという。行き帰りも含めてですけども、なかなか考えづらいと思います。午前中しかどっちか土日のどっちかの午前中、しかこの計算で言えばね、100時間超えてしまうんじゃないかというふうに思いますんで、この点については、教員の働き方改革で、教員の負担も減らしながら、しかし外部指導員もやっぱりボランティアで全てがボランティアというわけにもいきませんし、ぜひね、熱血指導の方も呼んで頂きたいし、「スポーツのまち鞍手」というふうになるようにね。ぜひね、そういうのを私は目指していただきたいなというふうに思いますんで、今後も、その補助については、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

最後に、今後地域スポーツクラブ、部活動をなくして、地域のスポーツクラブに入るというところも出てくるんじゃないかと。今、実際もう出てきていますけれども、これがまた増えてくるというふうにも考えられます。それで地域のスポーツクラブであっても、中体連の大会には出られるということも聞いておりますので、そこに対する支援もね、今後やっぱり考えていく必要があるというふうに思いますのでその点について教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 部活動の地域移行で鞍手町の児童生徒が複数所属するスポーツクラブの体育館やグラウンドの使用料につきましては、免除や減免の措置がとれると思います。個人への支援につきましては、青少年団体スポーツ大会出場助成措置要綱で、全国大会、九州大会に出場する団体や個人に助成を行っておりますので、大会出場につきましては、支援できると考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほど中学校の部活動を推進するために、生徒数にかけて5,000円という話もありましたけどけれども、中学校の部活動が今まであったのがもう人数が少なくてほかのところに行くとか、地域クラブができたからそっちのほうでいくとか、働き方改革でもう顧問の先生がいらないということも出てくると。そういった中でね、やっぱりそこは中体連の大会にも出れるわけですから、これまでのように全国大会、九州大会に幾ら幾らということではなくてね。や

っぱり部活動の一環として地域クラブをスポーツクラブを認めていくということもね、考えるべきじゃないかというふうに思います。もう一度最後に答弁してください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 地域によって地域クラブがあるところないところがございますし、経済的に厳しい家庭等々もあります。今後この部活動の地域移行につきましては、周りの市町村等を見ているしながら研究いたしまして、考えていきたいというふうに思っております。支援につきましては今後執行部と相談していきながら、考えていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） すいません最後まで言いましたけど、町長にも答弁していただきたいわけですけども、地域スポーツクラブがね、町外、例えば宮若、その地域に参加すると。ただし、もうこの部活動自体がなくなってそっちに行くということもあると思いますけども、町外でそういった大会に出たりとか、もう今後、部活動に関わるものであると考えるならね、そこでの大会だとか、活動に対してもね、やっぱり中学校の生徒が鞍手中学校の生徒がそちらに行くのであればね、そこはやっぱり支援するべきだというふうに考えますけども、町長の考えも同時にお願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 町外のクラブ活動につきましては、今年もですが一部バレーのほうが行ってきまして、体育館の使用料を減免するというふうなことで町外の児童生徒につきましても、複数の場合は、可能な限り体育館の使用とか、グラウンドの使用料、そういったものは免除していききたいと思いますし、先ほど申しました、鞍手町青少年団体スポーツ大会出場助成金につきましても、町外であっても、町外のスポーツであっても、鞍手町民で、町民の児童生徒であれば支援していきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身も、スポーツについてはすごく関心がありますし、宇田川議員が言われるように、「スポーツのまち鞍手」になればいいなという思いもあります。特にバレーボールジュニアについては、昨年女子が全国大会を優勝するというようなこともありましたし、男子のジュニアのバレーボールにつきましても伝統があるというようなことで、鞍手のこどもさんたちについては、非常に指導者の方たちが熱心に指導していただいているおかげで、素晴らしい成績を収めているというふうに思っています。ただ、助成をどういうふうな形で助成をしていくかということになりますと、都市部のことで申しますと、やはりそういうクラブに属している方は、その会費はやはり保護者の方が負担をしているというような状況があるようです。では、鞍手町に振り返ってみて、そういったことで鞍手町は、町外のそういったクラブに属している生徒さんに町の助成をするのかどうかということについては、これはやはり近隣、先ほど教育長からもありましたように、近隣、または、全国的な動きとしてどういうような動きがあるのかということを見極めながら、鞍手町の予算の中で考えるわけですので、なかなか厳しい財政状況の中でどうしていくかということに

もなります。基本的に「スポーツのまち鞍手」にしたいというふうに思っていますが、なかなか難しいところもあるので、今後検討していきたいというふうに思います。

○的野信之議長 以上で、宇田川明議員の質問を終了し…。町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの宇田議員の質問の中で、選挙公報についてのことがありました。区に入っている方たちにだけ配布しているというなお話ありましたが、区外の方につきましては、郵送にて配布をしておりますので、補足をさせていただきます。

○的野信之議長 以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

一般質問 ② 田中二三輝議員

質問者：田中二三輝議員

答弁者：町長

○的野信之議長 次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） それでは、新庁舎になって初めてのこういった席を使つての発言席を使つての一般質問でございますので、なかなか資料等の関係でお時間を頂きましたが、それでは質問の趣旨からお話をさせていただきます。まず質問の趣旨として、町長の令和7年度施政方針において、小さくても、心豊かで、幸福度満足度が高く自信と誇りの持てるまちを実現していくというふうに述べられておられます。その大きな要因の一つとして、社会福祉の充実があると考えます。そこで社会福祉に関する町長の考えについて、本日は通告書に従って一般質問を行っていきたいということでございます。

最初に、社会福祉とは何かについてお伺いいたしますが、いろいろな考え方があると思いますが、社会福祉とはみんなが幸せになるための取組であり、ここで言う皆とは、社会、幸せとは福祉であると。国民の誰もが自分らしく生きていくために必要な制度であると解釈しておりますが、町長はどのような考えで社会福祉を捉えておられるのかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 社会福祉とは、住民の皆さんが健康で幸せな生活を営まれるように、困難な状況に置かれている地域住民の生活上の課題解決に向けて支援していくことで、地域住民の人々が住みなれた町で安心して生活でき、心豊かに、より暮らしやすい地域社会にしていくことと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 本町の状況を見ますと、高齢化が進む中で鞍手町に居住する方々に社会福祉の拡充というのは欠かせないものだというふうに考えます。社会福祉に関する考えとして、大きく3つに分けることができるという説があります。

1 つは、価値、個人の主観的な幸福ではなく、社会全体の幸福である。

2 つは、制度・政策、人々が持つ権利として福祉、児童福祉、障害者福祉、老人福祉など、具体的な制度や政策、それに伴う法律により、これらに基づいて展開されている。

3 つは、実践、専門家による支援や、家族やボランティア、地域住民の支えなどというこういう説があるというふうに聞いております。このように社会福祉の充実には、関係機関との良好な関係が、関係と協力が必要であると考えます。関係機関との良好な関係が築かれているのか。また町長の社会福祉の今後の拡充についてのお考えをお聞きしたい。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 高齢化社会が進展する中で、高齢者が安心して住み続けられる地域環境を実現するために、地域包括や地域包括ケアシステムを推進し、医療機関や福祉施設と連携を深めると共に生活支援も含め、地域全体で高齢者を支える協力体制を強化していくことが、社会福祉の拡充につながると考えます。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会さん。以降は社協さんと呼ばせていただきますが、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として設置されております。この民間法人は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法、現在の社会福祉法に基づき設置されている法人であります。設置義務者は、社会福祉法上、地方自治体に設置が義務づけており、その所管庁は、本町、鞍手町の場合は福岡県というふうになっております。鞍手町が設置者であることから、社協さんに補助金を出していますよね。社協さんに対し、町が有する権利・権限については、議案質疑のときに質問された議員がおられますが、再度お伺いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 鞍手町は鞍手町社会福祉協議会以後、社協と申します。に補助金を交付していますので、その目的が有効に達せられることを確保するため、鞍手町社協に対して一定の権限を有すると考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 一定の権限とはどういう権限ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、鞍手町社協に対して補助金を出していますので、補助金に対しての一定の権限を有するというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 確かにね。町が補助金を出している以上。要求額もしくは補助金としての決定内容、これについては精査したり積算を見直してみたりという権限は当然あるというふうに考えます。それ以外の権利・権限といったことにつきましては、議案質疑の折には担当課長は、そういった補助金以外の権利・権限というものはないというふうにお答えになりました。町

長も同じ考えであるというふうに認識でよろしいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 鞍手町としては補助金についてということで、事業または会計の状況に関し報告に徹すること。助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。社会福祉法人の役員が法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合において、その役職を解職すべき旨を勧告すること。地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金もしくは貸付金または譲渡し、もしくは貸付けたその他の財産の全部または一部の返還を命ずることができる。第56条第9号から11項までの規定は、第2項、第3項の規定により解職を勧告し、または前項の規定により補助金もしくは貸付金の全部もしくは一部の返還を命ずる場合に準用するということで、この56条の第9項から11項までについては、補助金を返還してもらうときの弁明の機会だったり、代理人に有利な諸証言をしてもらうことができたり、弁明を徴収する者が徴収を勧告する必要があったりと、それについて準用することができるということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうすると、担当課長が議案質疑の折に述べられた補助金に対する経理・権限、補助金の範囲内における権限はある。そのほかの権限はないという答弁だったという理解でよろしいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そのように考えます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうすると。町長がよくおっしゃっている、前の一般質問で質問議員から出た答弁の中に、町長の答弁の中に、社協さんに対して派遣職員を送るということで、社協さんのほうから、その件については断られた。ということがありますが、派遣職員を社協さんに出すと町長がおっしゃった権利・権限もしくは法的根拠というのは、どこにあるんでしょうか。教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が平成30年に町長にさせていただくようになりましたが、そのときに前事務局長が退職をするということでしたので、当時の事務局次長を局長にしてほしいと、社協のほうから、そのときは相談を受けました。平成30年以上以前にも事務局長を社協が置きたいというときには当時の町長にも相談があったというふうなことは聞いております。それで事務局次長が60歳まで残りが少ないからということでしたので、事務局の職員でもあった、その事務局次長を局長になるということについて相談がありましたので、それはいいのではないかとということで了承しました。その後、局長が60歳で一旦退職になる前にも、これは由衛会長からも退職後も、改めて再任用として、現局長をそのまま局長にしてほしいというふうに相談がありましたので、そのまま局長職にとどまることについてもいいのではないかとということで了承しました。その後令和5年の1

1月に局長が令和7年3月で退職となるので、新たに採用したいとの相談がありました。その際に残っている3人の職員は、社会福祉士としての専門職なので、フルに専門職として地域の福祉に貢献してほしいとの思いがあって、福祉専門職の職員を事務方にするのはもったいないという考えから、事務局長は局長ともう1人2名を派遣する、してはどうか、派遣をさせてほしいということで話をしました。そのところ、そうしたところは県は必要ないということの回答でしたので、そのままになっておりました。その後また社協から採用の話がありましたので、前回と同じように、局長ともう1人、2名を町から派遣をしたいと話したところ、令和5年度の理事会で福祉専門職員が局長になることが決まっているということで、まさに寝耳に水のことでした。そこで令和6年12月、社協との協議の中で、今まで局長の人事の件については、相談に来ていたにもかかわらず、私が2名を派遣するという意思があることと、が分かっていたので、先回りをしてと言っているのかどうか分かりませんが、1年以上も前に局長人事について理事会に諮っていたのではないかと感じました。それで、当時、行き過ぎた発言があったかもしれませんが、あったとすれば、反省すべきは反省をしております。今まで局長人事については社協から相談に来ておりましたので、人事について私が介入するというような意図は全くございませんでした。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） それこそ、今後の質問がやりにくくなってしまいましたが、人事介入等に当たらないと。こういう気持ちがあったんだということですが、そのほかの発言云々ということも町長おっしゃいました。まさしくそこをね、今日しっかりとお尋ねしていこうというふうに思っておりました。町長。事務局長の人事等については、自分に相談がなかった。私は承認していないというふうな発言ですが、社協さんは相談義務とか、あなたの承認とか、いうことに関しては一切必要ないんじゃないですか。あなたはそこを勘違いしていらっしゃるんじゃないでしょうか。ご自分の意見を通そうというだけのことじゃなかったんですか。そのところをもう一度お伺いしたいと思います。社協さんは、社協内部の人事に関して、あなたの許可が本当に要るんですか。もし要るとしたら、どのどこにそれが書かれているんですか。あなたの権利・権限をしっかりと示していただきたい。全くないはずですよ。いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、私が平成30年になったときも、社協のほうからご相談がありましたし、先ほども言いましたように、以前からも社協の局長人事については、町長に対してご相談があったというようなことを聞いておりました。そういったことで、権限があるかどうかは別にして、慣例的に社協と町の間でそういうようなやりとりがあったというようなことから、私は先ほども言いましたように、こちらから、せつかく専門職として、地域に貢献をしていただきたいというふうに思っておりましたし、専門職の職員が、事務方のほうに行くのはもったいないという先ほども言いましたように思っておりましたので、町から事務方については、派遣すれば3人の専門職が活躍できるんじゃないかというふうに思っておりました。それは今までの慣例からしても、局長人事についてはそうあったからということです。しかしながら田中議員が言われるよ

うに、実際には私はそういう権限には合わないと思います。そしてまた、当時、行き過ぎた発言があったということであれば反省もしております。申し訳なかったかなというふうに思っております。そういったことで、今後そのようなことがないようにしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長ね。これ受け取った側っていうのは相当ストレスを感じていらっしゃるというふうに思いますよ。行き過ぎた発言行き過ぎた発言反省します。何をどう言ったかということの後ほどお話をさせていただきますけども、確かにね、公益法人に対する派遣っていうのは、これ条例がありますよね。当然町長もご存じだと思います。この条例どのように運用するこの条例はどのように運用されているのか。そこら辺をお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町の条例の中に定めがありまして、公益法人については、社会福祉法人社会福祉協議会と、以前の町立病院につきましては派遣ができるというふうに定めております。しかしながら町立病院については、独立行政法人ということになりましたので、現在は社会福祉法人化社会福祉協議会に対しては派遣をできるというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 今の答弁だと条例が改正してないんですか。独立行政法人くらで病院と社会福祉法人、鞍手町社会福祉協議会に対して派遣ができるというふうになっているんでしょう。この運用をどうしているのかって聞いているんですよ。派遣職員を町のほうから一方的に押しつけるんですか。押しつけていいというふうにはなってないと思いますよ。この運用をどう考えているのか、はっきりとお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 答弁で独立行政法人くらで病院はできないというふうに答弁をしましたが、公益的法人等への鞍手職員の派遣等に関する条例の中で、現在も独立行政法人くらで病院には派遣ができるというふうに考えております。先ほど田中議員の質問ですが、これは要するに派遣ができるということです。両者の間で合意に基づいて派遣をするということでもあります。したがって私の先ほども答弁しましたように、こちらのほうから派遣をするというふうに話しましたら、それは必要ないと言われましたので、当然ながら現在は派遣をしておりません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 違うでしょ。この条例の一般的に考えた場合、組織間ですよ。岡崎商店じゃないんですよ。組織間が合意形成を持った上で行っていく条例でしょう。通常で考えると、相手側から職員の派遣をっていう相談を受け、町はこういった職員を派遣しようと思います。そこで合意形成ができて初めて、職員を派遣できるっていうのがこの条例を運用する場合に、どう考えても組織間としての常識はそこでしょうか。相談もないのに派遣します。派遣した職員は局長にします。もう1人つけます。5人おったから3人になる。ただ単に数字合わせでしょう。そうい

ったことが、あなたの行政運営の仕方が大きな問題になっているんですよね。違いますかこれ。この条例の運用の方法は、今私が言った方法以外には考えられない。こちらのほうから一方的に出していいよっていうのが条例、どう読んでもそれが出てこない。過去に鞍手町の美化条例であなたは独特の解釈をしたようだけでも、この条例だけは一步も譲れないよ。恐らくそういった運用の仕方以外に考えられないと思うよ。町長以外に聞くしかないんだけど、そこら辺の答えをちょっとよく整理してお答え頂きます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 どうも私が答弁したことがまだご理解頂いてないようにありますが、先ほども言いましたように、社協のほうから職員を採用したいということでもありました。採用するという事自体は、当然ながら補助金が必要となりますので、町の職員を派遣しても当然ながらそれはこちらとしては支出ってということにもつながるわけですけども、より専門職の職員が事務方をするよりも行政職員が事務方をしたほうが、よりその3人の専門職の方たちが、福祉職として地域に貢献できるという考えから、派遣をする、したいというふうに申出たわけです。しかしながら、社会を社協のほうから、それは必要ないというふうに断られたので、そこに田中議員が言われるように、合意に至りませんでしたので、無理にしているわけでもありませんし、当然ながら、派遣をしていないということで、田中議員が言われるように、両者の合意があって成立するものでもあります。そういうとするものでもありますので、今派遣をしていないということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 話を聞き、町長の答弁で聞いて、そのとおりだなと思う人も多分、今この中にもたくさんおられるでしょう。だけど状況は違うでしょ。社協さんは、自分たちは福祉の専門職というものを求めているんでしょう。その方を採用したいって言ったら町長断ったんでしょう。違うんですか。町長がそれを断って、2名の職員を派遣すると言ったんじゃないんですか。会議録等にはそのように読み取れますよ。その会議の中に私自身が同席したわけじゃないんでね。何ともそこら辺は決定はしませんけども、町長ご自身が自分の行った行為ってということに対して、本当に深く反省をしていただきたいというふうに思いますよ。社協さんに対して、令和6年12月2日、町長が社協さんを役場に呼んで、協議ちゅうか会議を行う。副町長や担当課長を交えてね。その席上で、不当な経営介入を受けたという形で、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会の会長名で、令和7年1月10日付けで鞍手町議会議長宛に書面が出て、その書面を見たときに、まずこの表題を見て、物すごくショックを受けました。鞍手町町長として、過去にくらて病院の医療崩壊につながるような不当な介入があった。あなたじゃないですよ。前の町長。全く同じことをやってんのか。そのときに、あなたは、病院に対して不当な介入があったんじゃないかということを強く一般質問で訴えられて、ですよね。そういった町長がなぜ社会福祉協議会、社協さんに対してこのようなことを言ったのか。理事会で決定した人事に対して、その決定を取下げ、町長の人事案を採用せいと。理事会での決定を取り下げるために、人事の当事者、理事会で決定した次期局長に対して、自ら辞退しろと。行政と仲よくできないなら、仲よくちゅう意味がよく分からないんだけど、

社協を潰す。とそこまでおっしゃった。潰してもう一度つくればいい。1つの地域に1つないといけないというふうになってね。社会福祉法上数箇所でも1箇所でもいいということで潰した後、ここでは言いませんけど、隣町と社協をつくればいい、そこにして1個で済む。そういった意味合いのものが、あなたははっきりとここで言われている。これ仲よくできないっていうのはどういうことですか。いわゆる町からの委託業務を受入れない。そういうことなのでしょう。これ過去の状況を見てみると、明らかに社協さんを利用していたとしか思えない。委託業務に対して、人件費等が何も付加されていない。そういった状況で社協さんに委託業務をしていただいていた。そういった経緯があるというふうにみうけられます。今後は、そういった委託事業等についてね、やはりしっかりと人件費をつけて、社協さんに引受けてもらうべきものを引受けていただく。そうしないと、自主独立ということにはならない。さらに書面上ではその辺を問われています。しかしながら、議事録と会議録か。会議録等を見ると、一旦潰して、新たに立ち上げればいい。さらには、独立するんだったら、自分ところで利益を上げれ。補助金に頼るなっちゅう補助金出さんぞって言わんばかりですよ。自分の意向に従わなかったら。そういったことを延々とこの会議の中で、あなたがおっしゃっている。そういった権利・権限というのは全くないにもかかわらず、そういったことを発言したことに対して、簡単にお詫びします。行き過ぎた発言があったこと反省しています。先ほどおっしゃいましたが、それだけじゃ済まないでしょう。そういった全てがあなたの町政運営、もしくは政治姿勢、こういったものを示しているんじゃないですか。この、会議事録等の内容というのは、先に行われた鞍手町議会の全員協議会、正式な会議の中で、この書面の内容等について、各議員が内容確認を行うとそのことについては、何ら支障がないよねっていうことを、議長を交えて会議をして、それを認められています。したがって、私は何かこの間、社協さんに状況説明を受けながら、この提出された書面の中身、会議録の中身等を精査しました。明らかにこの会議録が、そのとおり文字起こしされているという根拠がありました。どういうことか意味分かりますよね。その中で、客観的な判断をやはりしなきゃいけないということで、弁護士をはじめ、社会福祉に関する学識者等いろんなつてを使ってコメントを頂いております。明らかに越権行為であって、職権乱用だというふうに、答弁・回答頂いております。これ町長ね、あなたのやっぱり人間性にも出てきているんじゃないですか。議案質疑の折に、質問議員が、あなたは1回言い出したら聞かない。人の意見を聞かない。そういったことまで言われていましたよね。はっきりそのとおり。文言が1字1句間違っていないとは言いませんけども、そういった内容のことを言われておりますよね。まさしくそのとおりだと思いますよ。自分が自分の考えをまずもって示す。それはいいかもしれない。しかし相手もおることですよ。過去はこうだ、あーだってさっきぐたぐた言っていましたけど、失礼。いろいろおっしゃっていましたが、要するに自分を無視して勝手にやったっていうふうに解釈しているんでしょう。相手は違いますよ。自分たちの組織を守るために、しっかりとプロパー職員で今後やっていきたいということで、職員を2名本当は採用したいけど、町の補助金等の絡みもあるんで、今回退職する1名の補填をお願いします。いうふうにおっしゃってましたよ。そういったところをね、やっぱりしっかりと腹を割って、相手の意見を尊重して傾聴して、そして自分の考え

を述べてじゃないと町長っていう立場。これはどんな場合でも付きまとうんですよ。あなたが寝ているときもつきまとう、我々もそう国会と国会議員じゃないんでね。国会議員はその場で言ったこと。会場から出たらその責任はない。それが該当しないんですよ。残念ながら、そういった環境下であって、会議の席においてそういった暴言、もしくは暴走した暴走に近い暴言に近い発言を行った。それはね、やはり誠実性、人間性、そして政治運営、町政運営こういうのに全てにおいて出ているんじゃないんですか。その会議に同席していた担当課長。何で発言とめなかったんですか。なんて言いませんよ。そんな理不尽なこと。これはね、やはり副町長。あなたがしっかりとそのときに制止しなきゃいけなかった。そういう立場じゃないんですか。違いますか。まずそのことをしっかりと胸に抱いていただきたい。そして今回行った社会福祉協議会さん、いわゆる社協さんに対する町長の暴走、これがどういったことにつながっていくのか。これを1つでも許せば、福岡県内にある社協さんと対等な立場でパートナーシップを結んでいる行政と、ここに狂いが出てきますよ。非常によその社協さんも心配されていることだと思います。所管庁が県であるのであれば、副町長自ら県のほうに報告して、今後の対応・対策、こういったものをしっかりと組み上げていく。それを町長はしっかりと受け入れる。それが県から出向していただいている副町長に対する礼でしょう。県に対して県から来ていらっしゃる職員、副町長がおられる、副町長の顔を潰すような、今回のあなたの言動発言、これはね許されるべきではない。あなたも言い過ぎた点は云々って最初に冒頭申されていました。ということは越権行為、職権乱用そういったものがあつたというふうに、認識されていると思います。しかしこれはね、社協さんだけじゃないんじゃないですか。いろんな話を私の情報網も入ってきていますよ。塵芥処理組合の中でも、何かいろいろやったんじゃないですか。違いますか。はあじゃないよ。そういった自分がやったことを言ったことを相手はどう受け止めたのか。そういったことすら気がついてないんですか。他団体に、他のところの話はしませんけどね。ただここは親議会ですから、塵芥の件についてはそこまで触れさせていただいております。町長アウトだね。終わります。答弁要らんよ。答弁したらまた俺が答えなきゃいけない。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　田中議員のご質問ですが、要するに根拠となる議事録があるということです。テープを2時間会議がありましたので、2時間ほど会議がありました。テープをお聞きになれば、私がどのような発言を淡々としていたかっていうことは分かり頂けると思います。その中で、非常に表現として、私が言ったかどうか記憶にないところもありますが、私としては先ほども言いましたように、1名の方については、当然以前からも慣例として町のほうに相談がありましたので、当然あるものとして思っておりましたけども、それはないまんま事務局長が決められていたということです。そのこともありまして、私自身、社協のほうから相談もなく残念だったなというふうな思いはありました。そんな中で、行き過ぎた言葉があつたかもしれません。そのことについては、今も反省をしておりますし、お詫びをしたいというふうにも思っております。しかし、こういうような、社協と町のなぜこういう行き違いがあつたか、考え方に違いがあつたかというのは、当然社会福祉法人に補助金を出している、根拠といいますか目的が公益上必要があるということで

言えば、地方自治法の232条の2が規定になっております。しかしながら、社会福祉法の第58条の中で、社協に対して実は定められているところがあります。これは地方公共団体は、必要があると認めるときは、当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に補助金を支出しということで、云々あるわけですが、この条例が定めてないために、社協に対してきちっとした目的がなく、今まで曖昧なところで補助をしていたという経緯があります。それが、大きな社協との間の行き違いにつながったのではないかというふうに考えております。したがって、このような行き違いをなくするためには、本来、社会福祉法で定められている、第58条の定めをすることで、全国社会福祉協議会が社会福祉協議会はこのものであるよということで紹介している文書があります。それには、市町村で地域住民をはじめ、民生委員、児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健医療、教育など関係機関の参加協力のもと、地域の人々が住みなれた町で安心して生活できることのできる福祉のまちづくりの実現に向けて様々な活動を行っています。例えば各種の福祉サービスや相談事業、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。特に市町村社会福祉協議会においては、皆様がお住まいの最も身近な地域で活動しているのが、市町村社会福祉協議会です。高齢者や障害者の在宅生活支援等の多様な福祉ニーズにこたえるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ、様々な福祉サービスや創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでいます。また、地域のボランティア等による地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。社会福祉協議会は、地域の様々な社会資源とネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。社会福祉に関するご相談、ご質問は、最寄りの市町村社会福祉協議会にお気軽にお寄せくださいということで、社協の紹介がされております。そういったことではありましたが、なかなかそのところが、私としては理解できない。住民からいろいろな声を私自身は聞くことができました。そういったことで、先ほども言いましたように、58条で定めている条例。これを県内60市町村で調べてみたところ、45市町村が条例を定めており、その下で要綱なり規則を定めて、社会福祉協議会に対して補助金を出しているというような状況があります。鞍手町にはそれをしていなかったがために、お互いの考えに行き違いがあり、こちらは補助金を出しているという思いと、社協については私たちは民間であるというずれが生じたのが今回の大きな原因だというふうに考えておりますので、この条例を定め、要綱を定めることで補助金を出す目的をしっかりと定めることで、行き違いをなくし今後こういうことがないように、そしてまた社協と町が連携をして鞍手町の社会福祉の向上に貢献をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 先ほど終わると言いましたけれども、全く論点がずれているでしょう。僕は何も社協に対する補助金の額がどうのこうのとか言っていないよ。あなたのとった行動を指摘しているだけです。いろんな話を聞かせておっしゃる。社協さんに対して、うちの職員が、うちの職員っていうわけ。鞍手町の職員さんがあなたに社協さんは何もしてない。それを全く

真に受けて、外部でそれを風潮して、社協さんの名誉を著しく傷つけた。このこともありますよ、今日このことを言わないつもりでしたけどね。そういった姑息で卑怯なやり方で、これ社協のっとりたいんですか。社協私物化したいんですか。だから潰せという言葉にもつながったんじゃないんですか。人事介入やっちゃいけないことでしょうがトップとして。まずあなたもさっきおっしゃいましたが、独立した民間の法人ですよ。全くあなたの権利・権限がおよばないところで、町長という名前のもとで補助金を出しているんだ。補助金を盾にして、餌にして、尻尾振ってこないから潰しちゃえ、そういった考えで、今回の社協さんに対するあなたの高飛車な態度、これが表に出ただけでしょう。発言した内容が分からない。分からないんだったら、音声流しましょうかここで2時間たっぷり。話を聞いているだけで腹立ってきましたよ。何で最後こういったことまで言わないで、あなたの名誉を守って終わってやろうと思ったのに、何でここまで言わなきゃいけない。こういうのを墓穴を掘ったっていうんですよ。しっかりと反省するために、早急に報道機関の前で社協さんに対するお詫びの会見。そしてさらにはさっきあなたが言った条例の制定もしくは現在ある給与に関する条例、これの早急な見直し訂正、そして訂正内容で差額が出たら、4月1日に遡及して支払う。そういった腹づもりでしっかりと対応していただきたい。このことを強く申しつけておきます。あなたが答弁するとまたしゃべらなくなっちゃいけないんで。そこは申しつけておきますのでしっかりと受け止めていただきたい。終わります。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が職員からだけ聞いているような今発言でしたが、住民の方々、そしてまた関係する団体の方々、そういった方々からの意見も聴取した中での発言です。それは当然、議員さんであるから、住民の方たちの立場に立ってのお話だと思しますので、そういった各種団体、社協と関わるような団体の方とのご意見も聴取しながら、実際はどうだったのかということも考えていただければというふうにも思いますし、また給与等だとかいうのも、これは社協の中の給与条例で、町の給与規定に準じるというふうにありますので、当然だからそれに準じて給与は社協のほうにお支払いをしております。もう1つ先ほども言いましたように、こういう行き違いがないように条例を定め、要綱できちんと補助を出す目的もしっかりし、鞍手町の社会福祉が向上するように努めていく。これが私の務めだというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） だから、補助金のことについては、そういうふうなきちんとしたものをつくって、きちんとした手続をしてくださいと言っているんですよ。社協さんに対して吐いた暴言に対するお詫びの責任のとり方、これはしっかりと先ほど述べたように、各社報道機関の前でしっかりとお詫びをする。そういった行為行動があなたの誠意につながるんだということを申しつけておきますので、しっかりと検討していただいて、私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で田中二三輝議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 14時32分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時45分 ——

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

**一般質問 ③ 西藤典子議員**

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、健康こども課長、総務課長

○的野信之議長 次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 12番。通告に従いまして質問いたします。まず、こども誰でも通園制度。最近では、これは乳児等通園支援事業と言い換えることが多いようですけれども、これにつきましてお尋ねいたします。この制度は、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略におきまして、0から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があると。こうした中で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するとしまして、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するためとしまして、具体化が進められてきているものです。しかし、ある保育士さんのこれが導入された現場はどうかと思うと頭が痛いとの声からも伺われますが、様々な課題が予想されます。そこでお尋ねいたします。この事業は、どういう事業者・施設で行うとされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。こども誰でも通園制度事業、名称は乳児等通園支援事業となりますが、現行の幼児教育保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度です。令和8年度からこども子育て支援法に基づく乳児のための支援給付として全自治体で実施されます。乳児等通園支援事業の事業者としては、年齢区分に応じた乳児室の面積基準を満たす設備や、乳児はおおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児はおおむね6人に1人必要とされる保育士等の設置基準を満たすことな



どを含む運営等について、適切に事業を実施できると認められるものとして認可された事業者が行います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありますが、しかし多様な主体の参画を認めるという観点から、対象施設自体は限定しないとされておりまして、保育事業の実績のない営利企業でも、施設の基準を満たせば実施可能とされておりまして、試行的事業を始めた全国118自治体、800事業所のうち、24年8月時点で株式会社立が85事業所もあるそうです。鞍手町は、令和8年度からの本格的実施に向けて、令和7年度は実施形態等の検討を行いますというふうに聞きましたが、この事業に対する鞍手町としての大まかな方向づけといたしますか、そういうものがありましたらお知らせください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。事業実施事業者としては、町内では認定こども園保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点企業主導型保育事業所が想定されますけれども、町の役割としましては、乳児等通園支援事業等の設備及び運営について条例で基準を定め、その基準に基づく事業者の認可や、利用希望者の給付の認定及び利用希望者への給付費の支払いを行っていききたいと思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そのように町としては認定をすると、そういうことが主な仕事になるのでしょうか。認可の基準に達しているかどうか、そういったことの検討とか、そういった調整とか、認可の基準の確認をされると思います。しかしどうなんでしょうか。この利用者間の調整といたしますかね、そういったことに対しては、町はどんな働きを、これは直接利用者が園に申し込むと、そういう形になるようなんですけれども、そういう利用者とか事業者間のそういう調整という役割は町は果たされるのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。先ほど発言いたしました町役割としましては、事業者の認可と利用希望者の給付の認定。それから、事業者への給付費の支払いも行います。また事業者との調整等も実施に向けて行ってはいきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことなんです、それこそ最初にお断りすべきでしたけれども、私の質問の通告の中に、実施主体の条件及び町の役割と書いてありますが、実施主体というのは、用語が適切でなかったような感じがします。実施主体はカットしていただきまして、事業者だけにしたいと思っていますが、今まで聞きましたことを確認したいと思いますが、また直接お聞きしてないこともあります。今お答え頂いたことを確認したいと思いますが、この事業の対象児童は、生後6か月から3歳未満の児童さん、乳幼児さんであるということですね。それから、利用時間は月10時間を上限とする時間であるということ。それから利用方式としまして

は、定期的な利用方式。何月の月に10時間ですけれども、いつ何時何曜日のとかいうような形を決めて、同じ施設に通うという形と、自由に居住地以外の施設も含めて空きがあれば自由に使うと、こういうふうな自由な利用方式。それから実施方式としましては、在園児と合同で実施されるとか、あるいは専用室を設けてそこで実施されるとか、そういったことがいろいろあるということは分かりました。人事配置基準ですけれども、先ほどおっしゃいましたけれども、最低1箇所2人です。2分の1以上は保育士さん資格を持った方でなければならないと、こういうことがあるようですが、しかし、子育ての支援員の活用も認めるとなっておりまして、本来の保育所制度からは随分緩い内容になっているのではないかという気がいたします。この事業いろいろ検討しました結果、この導入実施によって、かなりいろんな問題があるのではないかと危惧しておりますが、町の当局としまして、どういうデメリットといいますかね、問題点があるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。考えられる問題点としまして、全国的に保育士の人手不足が問題視されている中、実施する事業所としては、保育所、認定こども園等が想定されますが、保育士不足により、こども誰でも通園制度の利用者ニーズに応じた受皿を確保できるかが問題点として考えられます。また、乳幼児を受け入れる事業者側では、頻繁に利用者が入れ替わり、発達状況やアレルギーなどの特性の把握や、環境に慣れていない乳幼児の対応など、通常の保育より、より細やかな対応や配慮が必要となり、保育士等の負担が増えることが懸念されております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私もそういったたくさんの懸念を頂いております。特に、死亡事故、あるいは重大事故、この対象者が6か月から3歳未満ということでございますので、この死亡事故とか重大事故のリスクが1番高い対象児童、乳児ということになりますね。しかも、月10時間上限とするというわけですから、時々しかいかないわけですね。しかも、定期的でなくてもいいと。空いているとどこどこでも行っていいとかなると、こどもは慣れるまでに随分時間かかったり、1日の泣きわめいているとか、そういったことも起こりうる可能性があると思います。そして、死亡事故は1番多いのは、認可外保育施設。これで死亡事故が1番起こっておりますね。そういったようなことを考えますとね、やっぱり認可についての検討もかなり必要ではないかと思いますが、町としてはどのようにお考えでございましょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。町としましては、適切に事業を実施できるかどうかというところは条例で定めて基準を定める予定にしておりますので、その基準に該当した場合には、認可していく形になると思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） またこの事業は2026年、令和8年度からは自治体を越えた広域

利用が可能となるというふうなことが言われているようですが、そのことについての認識と問題点、そういったものはどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　お答えいたします。詳しい利用の形については現在、国のほうが令和6年度試行的事業として行っておりますので、その結果を踏まえて7年度からその結果を分析しまして、いろいろ調整がなされると思います。まず利用については国がシステムを利用して予約をするような形になっておりますので、そこから広域利用が可能になるのかなと思っております。問題点としましては先ほど考えられる問題点として発言しました、やはり利用者が頻繁に入れ替わることにより、保育士等の負担が増えること、先ほど議員がおっしゃいました事項についても懸念される問題点としては考えられます。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　私思うんですけどね。今やるべきことは、こども誰でも通園制度のような、このような制度ではなくて、全てのこどもたちの保育を受ける権利を保障する観点から、公的な責任で質の高い保育を提供できる制度をつくることではないかと思っております。諸外国では、親の就労にかかわらず、乳幼児期から保育所ができるような制度が、今改善されつつあると聞いております。ぜひそのようにしていただきたいと国にも言わなきゃいけないと思っているんですが、私はそこにも質問通告に書いていますけどね。こういう制度とは別に、私非常に興味を持っております、いい制度だなあと思っているのが、町で実際取り組まれているんですね。乳児または幼児への遊び場の提供の例として、びよびよ広場とかいうようなことがあると聞いておりますが、その実態についてお尋ねいたします。どういうふうに取り組まれているのでしょうか。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　お答えいたします。現在子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場の提供を目的に、地域子育て支援拠点事業として、役場新庁舎内母子指導室を利用して週3回、びよびよ広場を実施しております。毎週水曜日と金曜日の午前中は保育士が常駐し、子育て相談等にも対応しております。乳幼児のいる子育て中の親子の親子同士の交流も行われており、広場に参加することで、子育ての孤立化を予防し、また不安感、負担感が軽減され、子育てを楽しんで行えるよう今後も実施していきます。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　これの実施主体といいますかそれは町なんですね。で、町の予算で、自己負担はありますか。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　自己負担はありません。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　私この先日ちょっとここを除きましたらね、みんな楽しそうにしていらっしやって、特に保育士さんの表情がとても明るくなった。そして今後は、週5日に増やすん

ですよということおっしゃっておりましてね、こういうことをこそね、やっぱり是非どんどん拡充していただきまして、このこども誰でも通園制度だってことはもうなるべく実施しないという方向で進めていただけたらなあと思っている次第でございます。びよびよ広場につきましては、対象年齢とか、それから今自己負担聞きましたけれども、参加人数とかそういったこと分かりますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 人数につきましては、令和6年度は町内町外関係なく参加していいようになっておりますので、町内のほうが671人、町外の方が43人となっております。以前は1,000人ほど利用者があったんですけれどもコロナでかなり少なくなっておりまして、今少しずつ回復しているというような形です。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 指導していただく保母さんたちの人数とか、待遇とかいうのはどうなっておりますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 先ほど発言させていただきましたが、毎週水曜日と金曜日の午前中に2人ずつ保育士が常駐しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） もちろん町の職員でいらっしゃいますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 町が業務補助員として雇用している保育士となります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 会計年度任用職員ですか。そうでもない。直接。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 パート職員となります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） また、ほかにも町の取組のものとしましては、一時預かり事業というのがありますね。これについては聞きましたので、鞍手のあゆみこども園とか鞍手のぞみ園に委託をされておましてね。やっぱり189人とか267人とか、かなりの方が利用されていると。これは内容としましては、どちらかというこのこどもどこでも通園制度に似たようなねことであって、このこどもどこでも通園制度の中でも、これ延長してやってもいいとかいうことも、ありますんですが、私はびよびよ広場こういったことをね、町としても進めていただけたらと思いますが、ほかにも何かびよびよ広場以外にも何かありますよね。それはどうなのですかね。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 それ以外というのは具体的にはどのような事業になるのでしょうか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ぜひそういう形で取り組んでいただける。先ほどこっちと中間でい  
いましたけどねこの、こども誰でも通園制度というのは、あまり進めるべきではないことを申し上げ  
まして、この質問を終わらせていただきます。

次に、会計年度任用職員の病休の遊休化についてでございますが、私は、1年前の3月議会で、  
非正規職員の処遇改善について質問をいたしました。そのときの2号議案には鞍手町会計年度任用  
職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例が提出されておまして、給料、通勤  
手当、特殊勤務手当、議会外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当を給与と  
して認めるとありました。私は何も分かりませんでしたので、すばらしいと希望を抱いたのです  
が、そのあといろいろ聞いていますよ。それはフルタイムの会計年度任用職員に適用するのであつ  
て、鞍手町にフルタイムの職員はいないと。こういうことを聞かされてがっかりしました。全員パ  
ートタイムなので、給与は報酬と期末手当と勤勉手当だけだと。勤勉手当を支給するようになった  
のが、処遇改善の内容であると、こういう答弁でございました。当時、そのとき調べていただいた  
資料によりますと、正規職員の月の平均賃金は29万6,800円。非正規の方の月の平均賃金は  
18万7,068円。11万近くの賃金差がありました。このフルタイムとパートタイムの違いと  
いうのは、勤務時間が7時間と7時間45分の差でございますね。間違いないでしょうか、お尋ね  
します。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムにつ  
きましては、今西藤議員がおっしゃいますように、勤務時間が7時間45分とるのか、7時間でいく  
のかというところでの差でございます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） この件でちょっと私近隣の、ちょっと知り合いの方に何人か聞いて  
みたんですけど、フルタイムが1人もいないっていう、市とか町とか私が聞いた範囲じゃなかった  
んですね。全員がパートタイムっていうことはないというふうな答えを頂きました。なぜ鞍手  
におきましては、フルタイムが1人もいないのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 本町におきましては、今、西藤議員おっしゃいますように、フルタイムの  
会計年度職員は在籍しておりません。この分につきましては、令和2年度から、今まで非常勤職員  
というふうなことを言われていました職員の制度が、会計年度任用職員制度に変わりまして、その  
ときにフルタイムあるいはパートタイムというような制度が線引きされたわけでございます。当時  
本町におきましては、今まで非常勤職員という形で勤務していただいた方をそのまま会計年度任用  
職員という形で現在雇用しているわけですが、やはり現状といたしまして、事務の補助的業務  
の補助的な役割を今担っていただいております。そういったことから、当時フルタイムの会計年

度ではなく、パートタイムの会計年度でもという話になったんだろうというふうに思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私今までもう80年近く以上生きてきまして、就職しました当初は権利がなかなかなくて、育児休業なんかもありませんでした。給料も少なかったです。ところがだんだん30歳になった頃が、次々に右肩上がりといいますか、働く者の権利が保障されると、強化されると、こういう時期を迎えまして、非常に将来に明るい希望を持つことができた、このことを記憶しております。ところが40近くになりましたときから状況はどんどん変わってきましたが、今までの既得権といいますかそういったものが全然どんどん削られたり。いや、狭められたり、こういったことは続きまして、今のね格差社会、この非正規雇用が非常に多くて賃金格差がある、こういう状況になっていて非常に悲しいなと思っているわけです。何とか、少しでもこの格差を埋めたいと願っています。だからその手がかりがあれば逃さず、改善を願いたいという気持ちを持っております。今回の議会にかかっております10号議案、地域手当の付与はパートタイム中で聞きますと、地域手当の付与が入っておりますけれども、鞍手町では地域手当の付与はパートタイム職員については、他の市町よりも期末手当や勤勉手当を高く支給しているので、この適用は見送ったというようなことを聞きました。非常に残念だと思いました。なかなか機会がないわけですから、手がかりがあれば、ぜひこの格差、11万もの賃金格差の

○的野信之議長 西藤議員。通告以外の質問は…

○12番（西藤典子議員） 質問じゃなくて意見を言っておりますが、思っておりますね。しかも11万円の賃金格差は将来の年金格差にもつながるんですね。そこで町長にお尋ねします。会計年度任用職員の病休の有休化につきまして実施するか、していただきたい。もしするとすれば、どのような内容で実施していただけるか、お尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 ただいまの質問についても担当課長から答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。令和6年の12月2日に人事院規則の一部改正が発出され、地方公務員法の趣旨に沿い、非常勤職員の休暇の見直し等につきまして、令和7年4月1日から適用されるため、本町も人事院規則に基づき、鞍手町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正を行い、今まで無給となっておりました。負傷疾病による療養休暇を有給に改め、4月1日から施行する予定としております。以上でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） それはフルタイムの方についての内容でしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 これは本庁に勤務していただいております。パートタイム会計年度任用職員の方にも適用します。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ありがとうございます。ぜひ、そういう形で、GAPの賃金格差の解消のためにね、力を尽くしてください。ありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○的野信之議長 以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

#### 一般質問 ④ 石井大輔議員

質問者：石井大輔議員

答弁者：町長

○的野信之議長 次に8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 8番。通告に従いまして一般質問のほう行っていきます。最初に学校給食についてです。昨年12月に鞍手町小中学校PTA連絡協議会より、給食費の無償化についての要望が町長になされたと思います。その後すぐに1月、2月、3月が無償になり、家計に直結する給食費の返還が行われたことに、保護者はみんなすごく喜び大変感謝しております。私のほうにも、喜びの声が多数届き、本当にスピード感のある対応していただいたことにお礼申し上げます。そこでお尋ねいたします。鞍手町小学校中学校PTA連絡協議会の要望に対し、町長のお考えをお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 答弁いたします。今、石井議員が言われましたように鞍手町小中学校PTA連絡協議会より、令和6年12月16日付けで、給食の無償化についての嘆願書を頂いております。令和6年度につきましては、給食費11回のうち9回を無償化、1年分の物価上昇分も補助しております。令和7年度の給食費につきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給食費の4回分を無償化、1年間分の物価上昇分の補助する新年度予算を計上させていただいているところです。無償化につきましては、国の動きもニュース等で流れておりますので、その動向を注視しながら、無償化への財源が確保されれば実施していきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 今、町長の答弁でも頂きましたように、令和7年度は4か月分の無償化、そして残りの7か月分の値上げ分を補助すると。そういう内容が計上されていると思います。テレビ等では賃金アップというのがよく報道されていますが、本町の子育て世代の世帯収入はまだまだ低いのが現状だと思います。そんな中での物価の高騰、子育てに必要な野菜やお米のほか卵、そして送迎等に必要なガソリン代等全てが高騰しています。買ってあげたいけど買えない。そんな状況にまで来ているのではないかと考えます。近隣の市町の補助内容を調べてみたところ、部

分的補助や、また1年を通じて半額、そして全額補助、そういうふうには、自治体によって様々な内容でした。そして、近隣の自治体と、本町比べてみると、子育て支援、生まれてから高校卒業するまでの支援としては、本当に鞍手町は進んでいるほうなんだなということを改めて確信したところです。しかし、あと一歩、あと一歩ですね、この支援のほうを拡充することで、この福岡県内で、かなり突出する町になるのではないかと考えます。本町の単費で年間5,000万の給食費の無償化、そう簡単ではないことは十分に理解した上で質問しております。そこでお尋ねします。これからももう少し拡充が期待できるのか、それとももういっぱいやっていただいているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今後、育て支援につきましては、本町の第6次の総合計画の中でも中心的な課題の一つになっております。今、石井議員からご紹介頂きましたが、高校生までの医療費の完全無償化につきましても、本町が以前よりも取り組んでいるところです。ただ、給食費の無償化につきましては、石井議員が言われるとおり、近隣でもいろいろな温度差がありながら、取り組んでいるということです。本町といたしましても、財源5が確保できれば、先ほどご紹介頂いたように無償化に向けて取り組んでいるところですが、議案質疑の中で本町の予算が100億円を超える予算は、多いのじゃないかというような質問がありました。しかしながら各課からの、予算要求は110億円を超える予算がありまして、8億円を削減した中での本町の今回の予算というふうになっております。そういった中で、それぞれの各課やりたいことも、ちょっと我慢をしていただきながら今回の7年度の予算を編成しているところでもあり、なかなか現在、財政上厳しい中で、この小中学校の給食費無償化に完全に取り組んでいくというのは今現在ではなかなか難しいところがあります。しかしながら先ほども言いましたように、財源が確保できれば、すぐにでも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 今、国会または福岡県のほうでも給食費の無償化という話をよく聞きますが、何かこういうふうな方向性になりそうとかいうようなお話ではできないかもしれませんが、何か情報等はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 報道等で行われている、今、石破総理のもとでは、令和8年度から小学校の無償化について検討していくというような情報がありました。福岡県知事の話の中でも、小中学校の給食費についての言及はありますが、じゃどうするというようなことまでは、今までのところ私のところには情報は届いておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） もし、何か情報がありましたら、また教えていただければ幸いです。こどもを育てる上で子育てするなら鞍手町というふうにホームページのトップ画面に持ってきてもいいぐらい、今、鞍手町は本当に進んで充実してきていると思います。ぜひとも、また6



月、9月の補正予算等の期待を持ち持ちながら、次の質問に移りたいと思います。

続いて、企業誘致についてです。様々な施策を実行する上で、財源というのは必要になってくると思います。そこでお尋ねいたします。先日の施政方針の中でもありました企業誘致と産業の振興という部分を踏まえ、町長のどのように企業誘致に取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えします。本町では炭鉱閉山後、積極的に企業誘致に取り組、これまで約50年間で60社以上の優良企業を誘致してきています。現在では、鞍手インターチェンジ周辺において、民間による開発や県事業の直方・鞍手工業用地造成工事が進められており、今後の企業進出に大きな期待を寄せているところです。本町の企業誘致に関する取組としましては、本年度中山西区にあります町有地の地歴調査や地質調査を実施し、企業誘致に向けた準備を進めております。また鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく固定資産税の免除措置や国及び県の税制上の優遇措置などの情報提供も行っております。今後は県等の進出企業に関わる情報共有や、有給公共用地などの利活用を視野に、鞍手町インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの交通の利便性を生かした企業誘致の推進に努めていきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 本当に残念ながらといいますか、鞍手町は過疎地域認定されているところで、しかし、誘致には有利な過疎地域ならではの、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が使えます。そしてまた、本町の固定、先ほど町長も言われましたが、本町の固定資産税3年間課税免除、これも合わせればかなり有効な内容になっていると思います。しかし、企業誘致を進めていく中で、企業側が求めるもの、その中に人材の確保というものが重要になってくるそうです。近隣の自治体の場合、雇用促進で手当を出したり、そしてまたは従業員が転入してきた際に、1人当たり20万円を支給するなどの奨励金があるようです。私個人的にはですけど、そういう方が通勤してくる場合に、鞍手インターを使って通勤してくるための支援金などがあると、より効果的なのではないかとこのように考えています。そこでお尋ねいたします。本町の優遇措置の拡充はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 企業に対する優遇措置ということだというふうに思います。企業誘致につきましては先ほど答弁したように、準工業用地の用途指定をしているところは、先ほど言いました中山西区用地の約1万㎡しかございません。それ以外のところは、今、民間が開発しているところというところと、あとは無指定のところ、今後造成をすることによって、工業用地として企業を誘致することができるということになります、それには多額の費用とかなりの時間を要するということにもなっております。今人員についてではありますが、これは今全国的に、各企業が人員の確保に苦慮をしているところで、最近この間も、給与の値上げが一斉にありました。ほぼほぼこの企業も満額回答ということで、各企業ともに、人員の確保に当然ながらベースアップと、あと初任給についてもかなり上げているというようなことでもありますし、奨励金、大学を行ったときの奨励

金についても、返済が企業がするというような企業も出ているようです。そういったことで企業努力として、人員の確保を進めているところですが、では鞍手町として各企業の人員確保に対する、どういう助成ができるかということになりますと、鞍手町の中では上場企業の大手の企業から中小零細企業までありますし、多くは零細企業でもあります。そういった中で、人員確保についてどのような助成ができるかということにつきましては、先ほども言いましたように、非常に財政状況も厳しい中でのことでもありますので、今すぐにここでどのようなことができるのではないかなというような答弁は持ち合わせておりません。今後について、企業誘致も含めて、企業が人員確保をどうしていくかについては、今後検討する課題の一つかなというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 現在、木月にあるタカラスタンドさんでは、造成工事が終わり、今月からですかね、建物の工事のほうに取りかかるというふうに聞いております。工事期間は約2年間、そしてその建設中は豊翔館の跡地を駐車場として利用するそうです。その際に、工事関係者の方が多く1日に400名程度、鞍手町に来られるそうなんです、話の中で出てきたのが、そういう方々が宿泊するホテルっていうのを準備するのがすごく大変だというふうなお話を聞きました。これから、本町も企業誘致を進めていく中で、県外から来る作業員の方も増えてくると思います。そういう方々がホテルを利用する、宿泊するためのホテルを利用するというケースが増えてくると思うんですが、そのほか福岡県だったり、あとは北九州市だったり、大きなスポーツ大会やイベント等があった場合は、インター周辺の大きなバスとか大型車が停まる駐車場があるホテルが大変人気となっております。現在、北九州市では企業誘致加速大作戦というものが発動しているそうです。その措置の内容を見てみると、随分と拡充されたものになっています。その中でも気になったのが、小倉駅・黒崎駅周辺に特化した未来型の要するに次世代型の建物を建設する場合に最大10億円、そして建設費の20%を補助する。また、新規雇用した場合には、1人50万円を支給するというような内容も含まれていました。本町もホテルの建設など、そういうふうの特化した補助ができれば、企業誘致の追い風になるのではないかなというふうに私は考えます。例えば、朝食つきで安価なアルファベット2文字のホテルだったり、あとは受付のときに、社長の顔が貼ったレトルトカレーがもらえるホテルだったり、そういうふうな様々なホテルがあるとよりいいのではないかなというふうに私は考えています。そこでお尋ねいたします。そのように特化した補助を検討してみてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 石井議員のほうから北九州の例を挙げてご説明を頂きました。その中で、ホテルについてもお話がありましたが、ホテルにつきましては民間企業でもありますし、ここで鞍手町でホテルをつくることに対して、費用対効果があるのかどうか。当然ながら民間企業でもありますので、そこに収益性を考えた上で進出できるかどうかという判断になるかなというふうに思います。また駅周辺の開発について、北九州はそれぞれ交付金を出しているということではあります。鞍手町にはJR鞍手駅があります。ここが平成の2年、3年ぐらいだったと思いますけども、

周辺開発ということで一時期計画がありました。しかしながらそれが頓挫してもう約30年以上になるわけですが、今1番問題になるのが、非常に激甚の災害が多いと。特に水害が多いというようなことが、この気候変動で起こっております。固定JR鞍手駅には東側のすぐ横に遠賀川が流れておりまして、このハザードマップ上は駅周辺は3メートル、2メートルから5メートル浸水する浸水想定地域というふうに指定をされております。この浸水想定地域を開発する場合というのは非常に高いハードルがあって、なかなか難しいというふうなこともあります。そういった意味で、この駅周辺開発の声はよく聞くことがありますが、なかなかそこまで一步踏み出すということができづらくなっております。と同時に先ほども言いましたように、企業誘致する場合に、やはり企業と町とのマッチング、考え方のマッチングができるかどうかということにもなります。そういった意味で、先ほども言いましたように、企業誘致をする場合の工業用地については、今、中山西区用地しかございませんので、まずはこの中山西区用地に早く企業を誘致したいということで考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 鞍手町全体で、どこかそのようにホテルができるような場所があって、そこにホテルを建てるということが、もう多分これから先、企業・工場が建ってしまった後には、なかなか難しいのではないかなと私自身は考えています。なので、今追い風が吹いている間にそういうふうな政策も十分に検討していただけるといいかなと思っております。そして、ホテルができ、ホテルの利用者が増えると飲食店等がにぎわい、そして企業が進出してくることで雇用の創出が生まれ、その結果、人口減少に歯止めをかける、そのようになればと考えています。本町において、この10年間で約1,800名の人口減少になっております。月平均にすれば、大体15名から20名程度。そしてまた、約169世帯の減少になっています。月にすれば、約1.4件、毎月減少していることになります。この数字が多いか少ないかっていうのは、皆様それぞれ違うんでしょうが、あと私としては、月に1.4件って、意外に少ないんだなっていうふうに思いました。これはやはり昔からお住まいのお父さんお母さんがいる家、そして大きくなって自分で働き出して世帯を持って鞍手町が好きだからといって鞍手町に住んで来ていただいている方々、そういう方々たくさんあると思います。でも、この数字だけを見れば、実家には親が残り、そして成長した子どもが働くために、鞍手町を出ていく、町外のほうに転出されていく。そういうふうにも考えられますが、誰でも生まれ育った町には郷土愛というものがあります。そして、実家に残している両親のことも気になる年齢がやってくると思います。そのため、本町が企業誘致に今以上に真剣に取り組むことで、企業の進出が進み、ここの鞍手町に働くために帰ってくる。そういうふうな可能性があり、人口増加につながるのではないかなというふうに私は考えています。そこでお尋ねいたします。企業誘致に今以上に力を入れてみればいかがかなと思いますが、先ほども答弁頂きました。十分に理解しています。でも、そのお気持ちをお聞かせください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 石井議員が言われるように、やはり鞍手に住もうということ、例えば、移住し

て住むにしても、一旦鞍手から離れたこどもさんたちが大きくなって鞍手に戻ってこようということについても、やはり仕事をするところがあるかどうかというのが一つ大きな要素になります。もちろん先ほどもありましたように、小中学校の教育環境であるとか、教育施設であるとか、また日常生活する上で、買物等の利便性はどうか、交通アクセスはどうか、いろいろ鞍手に進む場合の要素はあるわけですが、やはりそこで生活する上では、当然ながら仕事があり、そこで所得を得て生活するということが必要になってきます。そういった意味で、今ある企業以上に新たな企業を誘致する、そしてまたそこで働くということが、鞍手町の人口減少を緩やかなものにしていくということにつながるというふうに私自身も考えております。そういったことも今回第6次の総合計画の中でうたっております。ただ、しかしながら、先ほども言いましたように企業が来ていただくためには幾つかの条件をクリアしていくということにもなりますし、人口減少につきましても、今、転入と転出についてはほぼ同じぐらい、ここ2年ほど前は、若干転入のほうが多くなっているということもありました。今の人口減少につきましても、どうしてもやはり生まれるこどもさんが少なくなっていく方が多いということが主な原因として、人口減少につながっているというふうに今考えております。そういったことで、人口をなるべく緩やかな減少にするためには、やはり就労人口ということで、鞍手町で仕事をしていただき、こどもを産み育てていただく方たちに鞍手町に住んで頂くということが、緩やかな人口増加、人口減少化、または増加に転じるということにつながるだろうというふうに考えております。そういったことで、私も、企業誘致については、今後も大きく取り組んでいきたいというふうに考えております。しかしながら先ほども言いましたように、幾つかの条件がありますので、まずはその条件をどうやってクリアしていき、企業誘致に結びつけていくかということで、今後も検討し取り組んでいきたいというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 前向きな回答ありがとうございました。今回はちょっと通告書の内容が1行という短い内容にもかかわらず、最後までご答弁頂きありがとうございました。次回はもう少し通告書の内容を細かく書ければなというふうにしているんですが、なかなかそこがうまくいかないのが実情でありまして、次回からはもう少し細かく書きたいと思います。最後になりますが、本当に皆さんが鞍手町に住む皆さんがワクワクとするような鞍手町をつくっていただけたらなと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。それでは私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、石井大輔議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終了しました。この際、休会についてお諮りします。明日18日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日18日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は

全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 15時41分 ——  
~~~~~○~~~~~